



芽室町議会災害時対応基本計画

－議会 BCP ver3.0－

芽室町議会

平成27年12月[令和2年11月改訂]

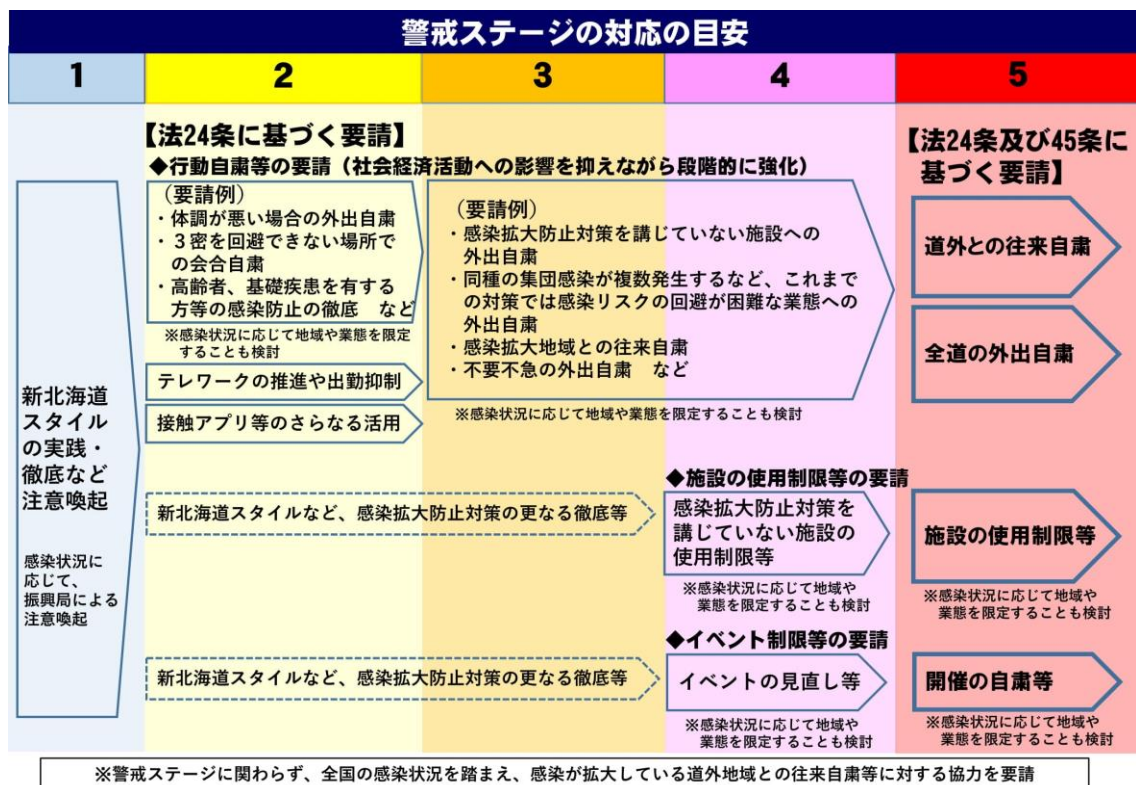
※1 新しい警戒ステージ

道としては提言(「今後想定される感染状況と対策について」感染状況を4段階に区分一
国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言)に準じることを基本としつつ、道におけ
る感染拡大を効果的に抑え込むためには、感染者が急増する前の段階における対策が重
要であることから、道の実情を踏まえて、指標及び講ずべき施策を設定した。

○警戒ステージの状況と対応の考え方

| ステージ | 状況 | 対応の考え方 |
|------|---|---|
| 1 | 感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階 | 感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起(感染状況に応じて、振興局による注意喚起) |
| 2 | 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。 | 特措法第24条第9項に基づく要請 個々の行動変容に対する協力を要請 |
| 3 | 感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階 集団感染が数多く発生するなど、さらに医療提供体制への負荷が蓄積し、感染拡大の防止に向けて、より強い対応が必要な状況。 | 特措法第24条第9項に基づく要請 感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請 |
| 4 | 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージ3と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。 | 特措法第24条第9項に基づく要請 事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請 |
| 5 | 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。 | 特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請 国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請 |

○警戒ステージの対応の目安



○警戒ステージの指標

| 警戒ステージの指標（移行等の目安） | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|----------------|----------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|------|
| 医療提供体制等の負荷 | 病床の逼迫の状況 | 病床全体 | — | 150床 | 250床 | 350床 | 900床 |
| | | うち重症者用病床 | — | 15床 | 25床 | 35床 | 90床 |
| | 療養者数 | — | 増加 | 増加 | 796人 (10万人あたり15人) | 1,327人 (10万人あたり25人) | |
| 監視体制 | PCR検査陽性率 | — | 増加 | 増加 | 10% | 10% | |
| 感染状況 | 新規報告数 | — | 107人/週 (10万人あたり2.0人/週) | 133人/週 (10万人あたり2.5人/週) | 796人/週 (10万人あたり15人/週) | 1,327人/週 (10万人あたり25人/週) | |
| | 直近一週間と先週一週間の比較 | — | 増加 | 増加 | 増加 | 増加 | |
| | 感染経路不明割合 | — | 50% | 50% | 50% | 50% | |

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

※2 芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画

| 発生段階 | 状態 |
|--------------|--------------------------------------|
| 前段階(未発期) | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 第1段階(海外発生期) | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 第2段階(国内発生早期) | 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態 |
| 道内未発生期 | 北海道内での患者が未発生の状態 |
| 道内発生期 | 北海道内で患者が発生している状態 |
| 第3段階(国内感染期) | 国内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 |
| 道内未発生期 | 北海道内での患者が未発生の状態 |
| 道内発生早期 | 北海道内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 道内感染期 | 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 |
| 第4段階(小康期) | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

※3 芽室町新型コロナウイルス感染症対策タイムライン

| 芽室町タイムライン | | フェーズ |
|-----------------|-------------------|----------------------------------|
| 道内発生期 | 新型インフルエンザ等対策関係課会議 | フェーズ3(ヒト・ヒト感染なし) |
| 管内発生期 町内未発生期 | 新型インフルエンザ等対策本部 | フェーズ4(限定されたヒト・ヒト感染) |
| 町内発生早期 | | フェーズ5(より大きな集団があるが、ヒト・ヒト感染は依然限定的) |
| 町内感染期 | | フェーズ6(パンデミック期・大流行) |
| 町内感染拡大期 | | |

行動基準

事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

| 時期 | 事務局職員の行動 | 対策会議の行動 | 議会・議員の行動 |
|------------------------------------|---|---|--|
| 【第2段階】 国内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品(マスク、消毒液)の確保状況確認 | | |
| 【第2段階】 国内発生早期 又は 警戒ステージ1 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・時差出勤活用の検討 ・消毒液設置 ・マスク着用 ・町本部と連携し情報共有 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告 ・登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策を徹底 |
| 【第2・3段階】 道内発生期 又は 警戒ステージ2 | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容継続 ・優先業務の確認 ・議員への情報提供 ・3つの密に配慮した会議開催、書面、オンラインを活用 ・在宅勤務・時差出勤又は移動オフィス(分散勤務)の体制を整え、必要に応じて命ずる | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の設置 ・災害対策会議開催の検討 ・町の業務継続計画の発令に備え、当面の議会活動について検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容継続 ・3つの密に配慮した会議開催、オンラインを活用するよう努める ・住民からの要望等の収集 |
| 【第3段階】 道内感染期 又は 警戒ステージ3・4 | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容継続 ・継続する通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う ・災害対策会議の運営 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容継続 ・集まる会議開催は必要最小限とし、オンライン会議を活用する ・不要不急の外出自粛 ・感染拡大防止策を講じていない施設への外出・出席を自粛 ・感染拡大地域への往來を自粛 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>【第3段階】</p> <p>道内感染期 又は 警戒ステージ5</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容継続 ・外出を自粛。 ・道外との往来は自粛 ・執行部の状況を踏まえ 負担軽減に配慮 |
| <p>【第4段階】</p> <p>道内感染期 又は 警戒ステージ5</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・順次、通常の業務を再開 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施 ・3つの密回避の配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・次の感染拡大に備えた対応を検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・順次、通常の議員活動に戻す ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告する。 ・登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る |